

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 上下水道専門部会(下水道)

協定項目	18 補助金・交付金等の取扱い	関係項目	私道排水設備工事補助金
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内を目途に新市で調整する。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：私道排水設備工事補助金制度</p> <p>目的</p> <p>排水設備の整備を促進し、水洗便所の普及を図ることにより環境衛生の向上に資するため、私道に排水設備を設置する工事を行う者に対し、予算の範囲内において堺市私道排水設備工事補助金を交付する。</p> <p>(適用条件)</p> <p>私道の幅員が1メートル以上あり、支障なく工事が可能なこと。</p> <p>私道に排水設備を設置しなければ公共下水道に接続できない家屋(公道に接する家屋を除く。)が2戸以上(所有者を同じくする家屋は1戸として数える。)あり、その3分の2以上が直ちに宅地内の水洗化改造工事を行うこと。</p> <p>私道敷地の土地所有者全員の土地使用承諾書を提出できること。</p> <p>受益者負担金の滞納がないこと。</p> <p>沿道の方から代表者を選任できること。</p> <p>(補助金額)</p> <p>私道排水設備の工事費(ただし、市が定めた基準により算定した額がその金額に満たないときには市の査定額)の排水設備工事及びそれに伴う地下埋設物の移設工事については100分の95、舗装復旧工事については100分の80を乗じて得た額</p>		<p>名称：</p> <p>内容：全額公費負担</p>	
当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内を目途に新市で調整する。			